

れたとの記事があり、『通航一覽』卷二二には、この海賊が台湾の鄭經の軍であったことや、銀の返却に関する記述がある。なお(〇五・一六)(一〇・〇二)を参照。

(1) 梁邦翰 その家譜(『家譜(二)』七六六頁)に「康熙九年庚戌十月十三日奉使：此時、為乞循旧例在駙貿易事進奏、皇帝允准所請、從此遵依旧例貿易尽在館駙」と、福州柔遠駅での貿易を請い許された記事がある。(〇五・一七)を参照。

(2) 鬃煙五十匣・番紙二万張 対応する執照(『三四・一六』)(『三四・一七』)には鬃煙百匣・番紙四万張を二船に五十匣・二万張ずつ分載したとある。誤って一船分の數量を記したもののか。

(3) 十二名 この時の執照(『三四・一六』)には十三名とある。

(4) 阮世隆 一六三五—一七二年。津花波通事親雲上。久米村阮氏(濱比嘉家)三世。この進貢の際の被賊の状況については「赴閩時迷途到泉州外境、遇海賊失船、步行進閩省」とのみある。その後柔遠駅で死去した(『家譜(二)』一七七頁)。

(5) 留辺通事 存留通事(『二七・一〇』)注(3)に同じか。

(6) 魏士哲 一六五三—一七三八年。中国語をよくしたため王命を奉じて首里応氏から唐宮に入り魏姓(慶佐次家)を賜わる。この時の火長をふり出しに都通事などをつとめ、最後は紫金大夫に陞る(『家譜(二)』二五頁)。

1-27-08

世子尚貞の、進貢のため耳目官吳美德等を遣わす符文

(一六七二、一〇、一五)

琉球国中山王世子尚(貞)、進貢の事の為にす。

旨の二年一貢を奉じ、欽遵せるは案に在り。查照するに、康熙十一年(一六七二)は歲、貢期に当れば敢えて愆越せず。此の為に今、耳目官・正議大夫・都通事・使者等の官の吳美德・蔡彬・程泰祚等を遣わし、表・咨を齎捧して前来し進貢せしむ。

因りて海船二隻を備えて水梢を率領するに、每船に均幫する上下の員役は共に二百人の數に盈たず。煎熟硫黄一万二千六百斤・馬十四・海螺殼三千個、正貢の外に特に加えたる紅銅一千斤・大水火炉二個・糸煙二百匣を載運し、福建等処承宣布政使司に前赴して投通し、起送して京に赴く。

扨りて差去する員役は、並びに文憑無くば誠に所在の官軍の阻留して便ならざるを恐る。理として合に符文を給發して以て通行に便ならしむべし。此の為に王府、今、義字第二十号半印勘合符文を給して都通事程泰祚等に付し、収執して前去せしむ。如し經過の閩津及び沿海巡哨の官軍の驗実に遇わば、即便に放行し、留難し遲悞して便ならざるを得しむる母れ。須らく符文に至るべき者なり。

計開 赴京の

耳目官一員 吳美德 人伴十二名

正議大夫一員 蔡彬 人伴十二名
都通事一員 程泰祚 人伴五名

在船都通事一員 孫自昌 人伴四名

在船使者四員 昌威 李功銘 胡士彥 馬立功 人伴十六名

在船通事一員 紅自彩 人伴三名

留辺通事一員 王可法 人伴四名

管船火長・直庫四名 林茂豊 王可就 長可喜 内穆

康熙十一年（一六七二）十月十五日給す

右の符文は都通事程泰祚等に付し、此れに准ぜしむ

符文

注*この進貢については『清実録』康熙十三年二月庚申の条に記事がある。なお、この進貢船は、十二年三月に那覇を出発し、竿塘地方（馬祖列島）で賊船十余隻の攻撃を受けて、死者数人、負傷者二十余人を出したが、閩安鎮の官船の援護を得て福州に到着した

（二〇〇四）『家譜（二）』二六一頁、蔡彬・五四三頁、程泰祚・八五九頁、林茂豊。『通航一覽』卷二二には、この賊は鄭經の配下で、襲われたのは大船のみで、小船は閩安鎮に安着したとある。なお情況の記述には史料により若干の相違がある。

（一）程泰祚 呉美德らと共に京に赴き、帰国のため十三年三月に北京を発ち五月に蘇州に着いたが、三藩の乱のためにここに滞留中、十四年に死去した。巡撫以下の地方官の義捐金により、埋葬され碑が建てられた（『家譜（二）』五四三頁）。

（2）在船使者 この時の執照（三四一八）（三四一九）と人名や人伴の人数が一部異なっている。

（3）林茂豊 一六四六一一七二三年。中議大夫。久米村林氏（平安座家）二世（『家譜（二）』八五九頁）。

（4）長可喜 執照（三四一九）では黄可喜。

1-27-09

琉球国王府の、進貢のため耳目官陸承恩等を遣わす符文

（一六七八、一〇、二八）

琉球国中山王府、進貢の事の為にす。

聖旨の二年一次の朝貢を奉じ、此れを欽み、欽遵す。案照するに、康熙十七年（一六七八）は例として歳期に該れば、理として合に進貢すべし。此の為に今、特に耳目官・正議大夫・都通事等の官の陸承恩・王明佐・金元達等を遣わし、表・咨文を齎捧して前來し進貢せしむ。

因りて海船二隻を備えて水梢を率領するに、両船の上下の員役は共に二百人の数に盈たず。煎熟硫黄一万二千六百斤・馬一十四匹・海螺殼三千個、正貢の外に特に加えたる黒漆罈螺茶鍾一百個・大糸煙一百匣・紅銅一千斤等の方物を載運し、福建等処承宣布政使司に前赴して投遞し、起送して京に赴く。

抛りて差去する員役は、並びに文憑無くば誠に所在の官軍の盤阻して便ならざるを恐る。理として合に符文を給発して以て通行